

介護保険

介護保険に関する税控除

介護保険料は社会保険料控除の対象です。控除できる金額は、その年に実際に支払った金額、公的年金から特別徴収（年金天引き）された金額です。

平成28年中に収めた介護保険料の金額は、次の方法で確認できます。

- 特別徴収（年金天引き）の方／公的年金などの源泉徴収票（1月ごろに日本年金機構などから送付予定）
- ※ 年金受給者本人以外の社会保険料控除として、確定申告・町県民税申告することはできません。
- 納付書で納めた方／納付時の領収書
- □座振替で納めた方／□座振替利用明細書（12月中旬に長寿支援課から送付済み）

☎金屋庁舎長寿支援課

税金

家屋・土地の変更の届け出は吉備庁舎税務課まで

固定資産税は、毎年1月1日現在で土地・家屋・償却資産を所有している方に課税されます。

平成28年中に新築・増築・取り壊

しのあった家屋または田畑を造成したなど、用途の変更があった土地については税務課まで届け出てください。

☎吉備庁舎税務課

償却資産の申請をお忘れなく！

会社や個人で工場や商店を営んでいる方、アパートや駐車場などを貸し付けている方が、その事業のために所有する構築物、機械、備品などの固定資産（土地・家屋・自動車を除く）を償却資産といい、1月1日現在における当該償却資産については、1月末日までに申告しなければなりません。

期限間近になりますと窓口が混み合いますので、なるべく早めに提出いただきますようお願いいたします。

- 太陽光発電設備を設置された方も申告の対象になる場合があります！

太陽光パネルなどの太陽光発電設備（再生可能エネルギー発電設備）を設置した時は、固定資産税の課税対象となり、償却資産（固定資産）として町への申告が必要な場合があります。申告案内を送付しますのでご連絡ください。

☎吉備庁舎税務課

平成28年分所得税確定申告

- 湯浅税務署 申告会場開設期間／

2月16日（木）～3月15日（水）

各日16時まで。土日を除く。

- ※ 2月15日以前でも、作成済みの申告書の受け付け、用紙の交付は行っています。

なお、申告会場の混雑状況により、16時以前に受け付けを終了する場合がありますのでご了承ください（作成済みの申告書の受け付け、用紙の交付は17時まで）。

申告書などは国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成できます。作成した申告書などは e・Tax を利用して送信いただくか、印刷して郵送などで提出してください。

☎湯浅税務署 ☎63・5351

確定申告期限

- 所得税および復興特別所得税の申告・納期限／3月15日（水）

- 個人事業者の消費税および地方消費税の申告・納期限／3月31日（金）

- 贈与税の申告・納期限／3月15日（水）

☎湯浅税務署 ☎63・5351